

2015年3月18日 全18頁

安定調達比率（NSFR）（バーゼルⅢ）

【最終規則文書】バーゼルⅢのもう一つの流動性規制、2018年に実施

金融調査部 主任研究員
鈴木利光

[要約]

- 2014年10月31日、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）は、「バーゼルⅢ安定調達比率」（最終規則文書）を公表している。
- 安定調達比率（NSFR：Net Stable Funding Ratio）とは、「利用可能な安定調達額（資本＋預金・市場性調達の一部）」を「所要安定調達額（資産）」で除した割合を指す。BCBSは、2010年12月に公表したバーゼルⅢにて、新たにNSFRをバーゼル規制に加えている。
- 最終規則文書は、2010年12月公表のバーゼルⅢテキストにおけるNSFR部分の改訂であり、一部の要件の緩和や明確化が施されている。
- NSFR導入の目的は、銀行の流動性リスク態様の長期的強靱性を高めることにある。その手段として、銀行に対し、常により安定的な資金調達源を確保したうえで業務を行うことを促すための追加的なインセンティブを設けている。
- すなわち、NSFRは、流動性が低く、売却が困難な資産を保有するのであれば、これに対応し、中長期的に安定的に調達することを求めるものである。
- 最終規則文書では、銀行の維持すべきNSFRを100%以上としている。これを言い換えると、流動性の源となる安定的な資本・負債（分子：利用可能な安定調達額）を、流動性を生むことが期待できない（売却が困難な）資産（分母：所要安定調達額）以上に保有することを求めている。
- NSFRは2018年1月から実施される。

[目次]

■ 1. はじめに	2
■ 2. 安定調達比率 (NSFR) の概要	2
■ 3. 利用可能な安定調達額 (ASF)	3
■ 4. 所要安定調達額 (RSF)	7
■ 5. 安定調達比率 (NSFR) の適用	15
■ 【付属資料】安定調達比率 (NSFR) の項目とその掛目	17

1. はじめに

2014年10月31日、バーゼル銀行監督委員会 (BCBS) は、「バーゼルⅢ安定調達比率」(以下、「最終規則文書」) を公表している¹。

安定調達比率 (NSFR: Net Stable Funding Ratio) とは、「利用可能な安定調達額 (資本+預金・市場性調達の一部)」を「所要安定調達額 (資産)」で除した割合を指す。BCBS は、2010年12月に公表したバーゼルⅢ²にて、新たに NSFR をバーゼル規制に加えている。

最終規則文書は、2010年12月公表のバーゼルⅢテキストにおける NSFR 部分の改訂であり、一部の要件の緩和又は厳格化、そして明確化が施されている。

本稿では、NSFR の概要を踏まえた上で、最終規則文書の内容を簡潔に紹介する。

2. 安定調達比率 (NSFR) の概要

前記のとおり、NSFR とは、「利用可能な安定調達額 (資本+預金・市場性調達の一部)」を「所要安定調達額 (資産)」で除した割合を指す。

NSFR 導入の目的は、銀行の流動性リスク態様の長期的強靱性を高めることにある³。その手段として、銀行に対し、常により安定的な資金調達源を確保したうえで業務を行うことを促すための追加的なインセンティブを設けている。

すなわち、NSFR は、「流動性が低く、売却が困難な資産 (分母: 所要安定調達額 [オフ・バランスシートを含む]) を保有するのであれば、これに対応し、中長期的に安定的に調達 (分子: 負債・資本) することを求める」⁴ものである。

¹ BCBS ウェブサイト参照 (<http://www.bis.org/press/p141031.htm>)

² 国際的に活動する銀行の自己資本・流動性の新たな規制枠組みをいう。

³ 銀行の流動性リスク態様の短期的強靱性を高めることを目的としてバーゼルⅢが導入したのが、流動性カバレッジ比率 (LCR: Liquidity Coverage Ratio) である。LCR の概要については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

◆ 「流動性カバレッジ比率 (バーゼルⅢ)」(鈴木利光) [2013年3月18日]

(http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20130318_006942.html)

⁴ 金融庁/日本銀行「安定調達比率 (Net Stable Funding Ratio: NSFR) 最終規則の概要」(2015年2月)
(<http://www.fsa.go.jp/inter/bis/20141105-1/02.pdf>)

最終規則文書では、銀行の維持すべき NSFR を 100%以上⁵としている（図表 1 参照）。これを言い換えると、流動性の源となる安定的な資本・負債（分子：利用可能な安定調達額）を、流動性を生むことが期待できない（売却が困難な）資産（分母：所要安定調達額）以上に保有することを求めている。

図表 1 NSFR 基準の概要

$$\text{NSFR} = \frac{\text{利用可能な安定調達額（資本 + 預金・市場性調達）}}{\text{所要安定調達額（資産）}} \geq 100\%$$

（出所）金融庁/日本銀行「安定調達比率（Net Stable Funding Ratio: NSFR） 最終規則の概要」（2015 年 2 月）

続く 3. と 4. にて、NSFR の項目とその掛目を紹介する⁶。

3. 利用可能な安定調達額（ASF）

NSFR の分子にあたる利用可能な安定調達額（ASF：Available Stable Funding）は、銀行の資本・負債の帳簿価額（carrying value）に、調達の安定性に応じた掛目を乗じることによって計測される。

利用可能な安定調達額（ASF）の掛目には、「100%」、「95%」、「90%」、「50%」、「0%」の 5 種類がある。掛目が大きい（ヘアカットが小さい）項目ほど、調達の安定度合いが高く、流動性の源となるということになる。

なお、利用可能な安定調達額（ASF）の項目の満期を決定するにあたっては、投資家によるコール・オプションの行使は、可能な限り早期に行われるものと想定する。銀行の裁量により行使可能なオプション付の資金調達については、監督当局は、当該銀行のオプションの不行使を妨げる評判的要素（reputational factors）を考慮する（オプション行使日による機械的な満期判定はしない）⁷。さらに、負債を長期と認定するにあたっては、対象期間（time horizon）のうち 6 ヶ月以降又は 1 年以降のキャッシュフロー部分のみ、それぞれ実効残存期間（effective residual maturity）6 ヶ月以上又は 1 年以上とすることができる。

これを前提として、続く（1）から（5）にて、それぞれの掛目が割り当てられる利用可能な安定調達額（ASF）の項目を紹介する⁸。そして、（6）にて、資産と負債が相互に関連している取引の取扱いを紹介する。

⁵ バーゼルⅢテキストでは「100%超」とされていたが、最終規則文書では「100%以上」に緩和されている。

⁶ NSFR の項目とその掛目の一覧表については、本稿末尾の【付属資料】を参照されたい。

⁷ 銀行によるオプションの不行使が資金調達リスクをもたらしうるケースを想定されたい。

⁸ 安定調達額（ASF）の項目とその掛目の一覧表については、本稿末尾の【付属資料】を参照されたい。

(1) 掛目 100%の項目（資本及び負債）

「100%」の掛目が割り当てられる利用可能な安定調達額（ASF）は、次の（a）から（c）である。

【利用可能な安定調達額（ASF）：掛目 100%の項目】

- (a) バーゼルⅢの総資本（Tier1 資本+Tier2 資本）^(※1)。ただし、残存期間 1 年未満の Tier2 資本を除く。
- (b) (a) に含まれない資本性商品のうち、実効残存期間（effective residual maturity）が 1 年以上のもの。ただし、満期を 1 年未満に短縮可能なオプション（明示的又は黙示的）が付されているものを除く。
- (c) 実効残存期間（effective residual maturity）が 1 年以上の借入れ・負債（有担保及び無担保）^(※2)

(※1) 控除項目（調整項目）は考慮しないものとする。

(※2) 定期預金を含む。

(出所) 最終規則文書を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

(2) 掛目 95%の項目（負債）

「95%」の掛目が割り当てられる利用可能な安定調達額（ASF）は、次の項目である。

【利用可能な安定調達額（ASF）：掛目 95%の項目】

- 個人・中小企業からの安定預金（満期の定めなし、又は残存期間 1 年未満）

(出所) 最終規則文書を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

「安定預金」とは、実効的な預金保険制度⁹又は政府保証によって付保されていることに加えて、預金者と銀行との間に給与振込口座等の確立された取引関係がある場合（すなわち、預金者が預金を（全額）引き出す可能性が著しく低い場合）の預金をいう¹⁰。

(3) 掛目 90%の項目（負債）

「90%」の掛目が割り当てられる利用可能な安定調達額（ASF）は、次の項目である。

⁹ 実効的な預金保険制度とは、(i) 迅速な保証金の支払いがあり、(ii) 保護範囲が明確に定義され、(iii) 公的に認知されている制度をいう。

¹⁰ LCR のケースと同義である。

【利用可能な安定調達額（ASF）：掛目 90%の項目】

- 個人・中小企業からの準安定預金（満期の定めなし、又は残存期間 1 年未満）

（出所）最終規則文書を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

各国当局は、その裁量により、例えば次のような預金を「準安定預金」として分類することができる¹¹。

【例示：「準安定預金」】

- 実効的な預金保険制度や公的保証でカバーされていない預金
- 高額預金
- 知的に洗練された富裕な層による預金
- 迅速な引出しが可能な預金（例：インターネット預金）
- 外貨預金

（出所）最終規則文書を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

（4）掛目 50%の項目（負債）

「50%」の掛目が割り当てられる利用可能な安定調達額（ASF）は、次の（a）から（d）である。

【利用可能な安定調達額（ASF）：掛目 50%の項目】

- (a) 非金融法人からの調達（有担保及び無担保）（残存期間 1 年未満）
- (b) クリアリング、カストディ、キャッシュ・マネジメントから派生するオペレーショナル預金^(※)
- (c) 政府、公共セクター、国際開発金融機関（MDB）からの調達（残存期間 1 年未満）
- (d) その他（中銀、金融機関等）からの調達（有担保及び無担保）（残存期間 6 ヶ月以上 1 年未満）

（※）LCR のケースと同義である。

（出所）最終規則文書を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

（5）掛目 0%の項目（負債）

「0%」の掛目が割り当てられる利用可能な安定調達額（ASF）は、次の（a）から（d）である。

¹¹ LCR のケースと同義である。

【利用可能な安定調達額（ASF）：掛目 0%の項目】

- (a) 前記 (1) から (4) 以外の資本及び負債^(※1)
- (b) その他の満期の定めのない負債^(※2)。ただし、次の 2 つを除く^(※3)
- 繰延税金負債^(※4)
 - 少数株主持分^(※5)
- (c) ネットのデリバティブ負債^(※6)
- (d) 金融商品、外貨及びコモディティの購入^(※7) がもたらす約定日の支払債務

(※1) 中銀や金融機関からの調達のうち、残存期間が 6 ヶ月未満のものを含む。

(※2) 空売りポジションや“open maturity”のポジションがこれに含まれる。

(※3) これら 2 つの負債については、実効期間（effective maturity）が 1 年以上であれば 100%、6 ヶ月以上 1 年未満であれば 50%の掛目が割り当てられる。

(※4) 当該負債が実現しうる可能な限り早期の時点によるものとする。

(※5) 通常は永続するものとする。

(※6) デリバティブ負債がデリバティブ資産を上回る場合を指す。

(※7) (i) 標準的な決済期間内に決済されると見込まれるもの、又は (ii) フェイル状態にあるものの未だ決済が見込まれるもの、に限られる。

(出所) 最終規則文書を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

前記 (c) の「ネットのデリバティブ負債」は、「デリバティブ資産」から「デリバティブ負債」を差し引いた額がマイナスの場合におけるその絶対値である。

「デリバティブ資産」の金額は、取引を時価評価することにより算出した再構築コストである（取引価値が正の場合）¹²。受領した担保の相殺は原則として認められないが、変動証拠金として受領した現金のうちレバレッジ比率上のエクスポージャー額からの控除（ネットティング）が認められるもの¹³については例外的に相殺が認められる。

「デリバティブ負債」の金額もまた、取引を時価評価することにより算出した再構築コストである（取引価値が負の場合）¹⁴。変動証拠金として受領した担保資産（現金に限られない）は全て相殺が認められる。

(6) 資産と負債が相互に関連している取引の取扱い

各国の監督当局は、資産と負債が相互に関連している取引における負債については、「0%」の掛目が割り当てられる利用可能な安定調達額（ASF）とする裁量を有する。資産と負債が相互に関連している取引における資産についても同様である（p. 14 の 4. (10) 参照）。

¹² 法的に有効な相対ネットティング契約下にある取引については「ネット再構築コスト」とすることができる。

¹³ 変動証拠金として受領した現金のレバレッジ比率上のネットティング要件については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

◆ 「バーゼル委、レバレッジ比率の要件緩和」（鈴木利光）[2014年2月26日]

(http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20140226_008262.html)

¹⁴ 法的に有効な相対ネットティング契約下にある取引については「ネット再構築コスト」とすることができる。

「資産と負債が相互に関連している取引」とは、次の4つの要件を満たす取引をいう。

【資産と負債が相互に関連している取引】^(※)

- 資産と負債が各々特定可能であること
- 資産の「期間、元本」がそれぞれ負債側と一致していること
- 銀行があくまで仲介役（“pass-through unit”）としての立場にあること
- 銀行の取引相手先が資産側と負債側で異なること

(※) MDB等の資金を仲介して融資するケースを想定している。

(出所) 最終規則文書及び金融庁/日本銀行「安定調達比率 (Net Stable Funding Ratio、NSFR) 最終規則の概要」を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

このような取引の例としては、資産側が貸借対照表に計上されている限りは負債側の消滅を認識し得ない取引、資産側がもたらすキャッシュフローを負債側の返済以外に流用できない取引、及び負債側で調達した資金を他の資産への投資に流用できない取引が挙げられている。

4. 所要安定調達額 (RSF)

NSFRの分母にあたる所要安定調達額 (RSF: Required Stable Funding) は、資産の帳簿価額 (carrying value)、及びオフ・バランスシートのエクスポージャーの未使用額に、流動性リスクに応じた掛目を乗じることによって計測される。

所要安定調達額 (RSF) にあたる資産の掛目には、「0%」、「5%」、「10%」、「15%」、「50%」、「65%」、「85%」、「100%」の8種類がある。掛目が大きい（ヘアカットが小さい）項目ほど、流動性リスクが高い（流動性を生むことが期待できない）ということになる。

所要安定調達額 (RSF) にあたる資産の満期を決定するにあたっては、投資家は満期を延長するためのあらゆるオプション（ロールオーバー等）を行使するものと想定する。銀行の裁量により行使可能なオプション付の資産については、監督当局は、当該銀行のオプションの不行使を妨げる評判的要素 (reputational factors) を考慮する（オプション行使日による機械的な満期判定はしない）¹⁵。分割償還型の貸出 (amortising loans) については、1年以内に期限が到来するものはそのまま「残存期間1年未満」と扱うことが認められる。

所要安定調達額 (RSF) を決めるにあたって、取引日と決済日が異なる短期取引（直物為替、有価証券売買等）は、取引時点で決済されたと見なして取扱う。

これを前提として、続く(1)から(8)にてそれぞれの掛目が割り当てられる資産を紹介する。また、(9)にて処分制約のある資産 (encumbered assets) の取扱いを、(10)にて資産と負債が相互に関連している取引の取扱いを、(11)にてオフ・バランスシートのエクスポージャ

¹⁵ 銀行によるオプションの不行使が資金調達リスクをもたらさうるケースを想定されたい。

一の取扱いをそれぞれ紹介する¹⁶。

(1) 掛目 0%の資産

所要安定調達額 (RSF) にあたる資産のうち、「0%」の掛目が割り当てられるのは、次の (a) から (d) である。

【所要安定調達額 (RSF) : 掛目 0%の資産】

- (a) 現金
- (b) 中銀預金
- (c) 中銀手形 (残存期間 6 ヶ月未満)
- (d) 金融商品、外貨及びコモディティの売却^(※) がもたらす約定日の受取債権

(※) (i) 標準的な決済期間内に決済されると見込まれるもの、又は (ii) フェイル状態にあるものの未だ決済が見込まれるもの、に限られる。

(出所) 最終規則文書を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

(2) 掛目 5%の資産

所要安定調達額 (RSF) にあたる資産のうち、「5%」の掛目が割り当てられるのは、次の (a) から (c) の、処分制約のない資産 (unencumbered assets) である。これらの項目は、LCR の適格流動資産における「レベル 1 資産」のうち、上記 (1) (a) 現金、(b) 中銀預金を除いたものである。

【所要安定調達額 (RSF) : 掛目 5%の資産】

- (a) 政府・中銀・公共セクター、国際決済銀行 (BIS)、国際通貨基金 (IMF)、欧州中央銀行 (ECB)、欧州委員会 (EC) 又は MDB が発行・保証する市場性のある証券で、次の要件を全て満たすもの
 - バーゼルⅡの標準的手法におけるリスク・ウェイトが 0% であること
 - 集中度が低いことに特徴付けられるような、大規模で厚みがあり、活発なレポ市場又は売買市場 (“cash markets”) で取引されていること
 - 市場がストレス下にある状況においても、(レポ又は売却を通じて) 市場から流動性を調達できる実績を有している (“have a proven record”) こと
 - 債務者が金融機関 (若しくはその関連会社) ではないこと
- (b) 銀行が流動性リスクをとっている国又は銀行の母国のうち、リスク・ウェイトが 0% でない

¹⁶ 所要安定調達額 (RSF) の項目とその掛目の一覧表については、本稿末尾の【付属資料】を参照されたい。

国の政府・中銀が発行する自国通貨建て債券

- (c) 銀行が流動性リスクをとっている国のうち、リスク・ウェイトが0%でない国の政府・中銀が発行する外貨建て債券

(出所) 最終規則文書を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

(3) 掛目 10%の資産

所要安定調達額 (RSF) にあたる資産のうち、「10%」の掛目が割り当てられるのは、処分制約のない (unencumbered) 金融機関向け短期貸出 (残存期間 6 ヶ月未満) のうち、LCR の適格流動資産における「レベル 1 資産」を担保としたものである¹⁷。

(4) 掛目 15%の資産

所要安定調達額 (RSF) にあたる資産のうち、「15%」の掛目が割り当てられるのは、次の (a) から (d) の、処分制約のない資産 (unencumbered assets) である。これらの項目のうち (a) (b) は、LCR の適格流動資産における「レベル 2A 資産」である¹⁸。

【所要安定調達額 (RSF) : 掛目 15%の資産】

- (a) 政府・中銀・公共セクター又は MDB が発行・保証する市場性のある証券で、次の要件を全て満たすもの
- バーゼルⅡの標準的手法におけるリスク・ウェイトが20%であること
 - 集中度が低いことに特徴付けられるような、大規模で厚みがあり、活発なレポ市場又は売買市場 (“cash markets”) で取引されていること
 - 市場がストレス下にある状況においても、(レポ又は売却を通じて) 市場から流動性を調達できる実績を有している (“have a proven record”) こと (具体的には、深刻な流動性ストレス下において、30 日間、価格の下落幅又はヘアカットの増加量の最大値が10%を超過しないこと)
 - 債務者が金融機関 (若しくはその関連会社) ではないこと
- (b) 社債 (コマーシャル・ペーパーを含む) 及びカバード・ボンドで、次の要件を全て満たすもの
- 金融機関 (若しくはその関連会社) が発行したものでないこと (※社債の場合)
 - 銀行自身 (若しくはその関連会社) が発行したものでないこと (※カバード・ボンド)

¹⁷ 受領した担保 (レベル 1 資産) を自由に再担保に供することができる場合に限られる。

¹⁸ ここでは、LCR におけるレベル 2A 資産の算入上限 (「レベル 2B 資産」と合計で、適格流動資産全体の 40%) は考慮されない。

の場合)

- 適格格付機関（ECAI）から AA-以上の長期格付（長期格付がなければ同等の短期格付）を付与されているか、（ECAI からの格付はないが、）内部格付のデフォルト率（PD）が AA-以上に相当すること
 - 集中度が低いことに特徴付けられるような、大規模で厚みがあり、活発なレポ市場又は売買市場（“cash markets”）で取引されていること
 - 市場がストレス下にある状況においても、（レポ又は売却を通じて）市場から流動性を調達できる実績を有している（“have a proven record”）こと（具体的には、深刻な流動性ストレス下において、30 日間、価格の下落幅又はヘアカットの増加量の最大値が 10% を超過しないこと）
- (c) LCR の適格流動資産における「レベル 1 資産」以外を担保とした金融機関向け短期貸出（残存期間 6 ヶ月未満）
- (d) 無担保の金融機関向け短期貸出（残存期間 6 ヶ月未満）

（出所）最終規則文書を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

(5) 掛目 50%の資産

所要安定調達額（RSF）にあたる資産のうち、「50%」の掛目が割り当てられるのは、次の (a) から (g) である。(a) から (c) の項目は、LCR の適格流動資産における「レベル 2B 資産」である¹⁹。

【所要安定調達額（RSF）：掛目 50%の資産】

- (a) RMBS（住宅ローン担保証券）のうち、次の要件を全て満たすもの^(※1)
- 発行及び裏付資産の組成が銀行自身（若しくはその関連会社）によるものでないこと
 - 適格格付機関（ECAI）から AA 以上の長期格付を付与されているか、（長期格付はないが、）AA 以上の長期格付に相当する短期格付を付与されていること
 - 集中度が低いことに特徴付けられるような、大規模で厚みがあり、活発なレポ市場又は売買市場（“cash markets”）で取引されていること
 - 市場がストレス下にある状況においても、（レポ又は売却を通じて）市場から流動性を調達できる実績を有している（“have a proven record”）こと（具体的には、深刻な流動性ストレス下において、価格の下落幅の最大値が 20% を超過せず、又は 30 日間のヘアカットの増加幅の最大値が 20% を超過しないこと）
 - 裏付資産が住宅ローンに限定されており、ストラクチャード商品を包含しないこと

¹⁹ ここでは、LCR におけるレベル 2B 資産の算入上限（適格流動性資産全体の 15%）は考慮されない。

- 裏付資産となる住宅ローンが、完全償還請求権付（フル・リコース）であり、発行時における平均の担保掛目（LTV）を80%以下としていること
- 証券化にあたっては、リスク・リテンション規制（発行者に対して証券化する資産に係るリスクの一部を保有することを要求する規制）が課されていること

(b) 社債（コマーシャル・ペーパーを含む）のうち、次の要件を全て満たすもの^(※1)

- 金融機関（若しくはその関連会社）が発行したものでないこと
- 適格格付金融機関（ECAI）からA+～BBB-の長期格付（長期格付がなければ同等の短期格付）を付与されているか、（ECAIからの格付はないが、）内部格付のデフォルト率（PD）がA+～BBB-に相当すること
- 集中度が低いことに特徴付けられるような、大規模で厚みがあり、活発なレポ市場又は売買市場（“cash markets”）で取引されていること
- 市場がストレス下にある状況においても、（レポ又は売却を通じて）市場から流動性を調達できる実績を有している（“have a proven record”）こと（具体的には、深刻な流動性ストレス下において、価格の下落幅の最大値が20%を超過せず、又は30日間のヘアカットの増加幅の最大値が20%を超過しないこと）

(c) 普通株式のうち、次の要件を全て満たすもの^(※1)

- 金融機関（若しくはその関連会社）が発行したものでないこと
- 取引所で取引されており、中央清算機関により清算・決済されること
- 銀行の母国又は銀行が流動性リスクをとっている国の主要株価指数（インデックス）の構成銘柄であること
- 銀行の母国又は銀行が流動性リスクをとっている国の通貨建てであること
- 集中度が低いことに特徴付けられるような、大規模で厚みがあり、活発なレポ市場又は売買市場（“cash markets”）で取引されていること
- 市場がストレス下にある状況においても、（レポ又は売却を通じて）市場から流動性を調達できる実績を有している（“have a proven record”）こと（具体的には、深刻な流動性ストレス下において、30日間、価格の下落幅又はヘアカットの増加幅の最大値が40%を超過しないこと）

(d) LCRの適格流動資産のうち、6ヶ月以上1年未満の間、処分制約を課されている(encumbered)もの

(e) 金融機関向け貸出及び中銀向け貸出（残存期間6ヶ月以上1年未満）

(f) クリアリング、カストディ、キャッシュ・マネジメントから派生するオペレーショナル預金^(※2)

(g) その他全ての非適格流動資産^(※3) (残存期間 1 年未満)

(※1) (a) から (c) の項目 (LCR の「レベル 2B 資産」) は、処分制約のない資産 (unencumbered assets) であることを要する。

(※2) LCR のケースと同義である。

(※3) 個人・中小企業向け貸出、そして非金融機関向け貸出及び政府・公共セクター向け貸出のうち適格流動資産の要件を満たさないものを含む。

(出所) 最終規則文書を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

(6) 掛目 65%の資産

所要安定調達額 (RSF) にあたる資産のうち、「65%」の掛目が割り当てられるのは、次の (a) (b) である。

【所要安定調達額 (RSF) : 掛目 65%の資産】

(a) 処分制約のない (unencumbered) 抵当権付住宅ローンのうち、バーゼルⅡの標準的手法におけるリスク・ウェイトが 35%以下であるもの (残存期間 1 年以上)

(b) その他の処分制約のない (unencumbered) 貸出^(※)のうち、バーゼルⅡの標準的手法におけるリスク・ウェイトが 35%以下であるもの (残存期間 1 年以上)

(※) 金融機関向け貸出を除く。

(出所) 最終規則文書を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

(7) 掛目 85%の資産

所要安定調達額 (RSF) にあたる資産のうち、「85%」の掛目が割り当てられるのは、次の (a) から (e) である。

【所要安定調達額 (RSF) : 掛目 85%の資産】

(a) デリバティブ取引において差し入れた当初証拠金 (initial margin)^(※1)

(b) 中央清算機関 (CCP) に預託した清算基金 (default fund)

(c) その他の処分制約のない (unencumbered) 貸出^(※2) ^(※3) (残存期間 1 年以上)

(d) 処分制約のない証券^(※4) (残存期間 1 年以上) 及び取引所で取引されている株式のうち、LCR の適格流動資産に該当しないもの

(e) 現物取引されるコモディティ^(※5)

(※1) 銀行が顧客の代理として拠出した当初証拠金については、銀行が顧客に対して取引相手方の債務不履行の責めを負わない場合には、所要安定調達額 (RSF) への算入は不要である。

(※2) 金融機関向け貸出を除く。

(※3) バーゼルⅡの標準的手法におけるリスク・ウェイトが 35%以下であるものを除く。

(※4) デフォルトしていないものに限られる。

(※5) 金 (ゴールド) を含む。

(出所) 最終規則文書を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

(8) 掛目 100%の資産

所要安定調達額 (RSF) にあたる資産のうち、「100%」の掛目が割り当てられるのは、次の (a) から (d) である。

【所要安定調達額 (RSF) : 掛目 100%の資産】

- (a) 1年以上の間、処分制約を課されている (encumbered) 全ての資産
- (b) ネットのデリバティブ債権^(※1)
- (c) その他 (1) から (7) 以外の全ての資産^(※2)
- (d) デリバティブ負債^(※3) の 20%

(※1) デリバティブ資産がデリバティブ負債を上回る場合を指す (p. 6 参照)。

(※2) 例えば、不良債権、金融機関向け貸出 (残存期間 1 年以上)、非上場株式、固定資産、自己資本比率規制上の控除項目、内部留保、保険資産、子会社持分、デフォルト証券等がこれに該当する。

(※3) 「デリバティブ負債」の金額は、取引を時価評価することにより算出した再構築コストである (取引価値が負の場合)。ここでは、利用可能な安定調達額 (ASF) のケースとは異なり、変動証拠金として受領した担保資産 (現金に限られない) の相殺は認められない (p. 6 参照)。

(出所) 最終規則文書を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

前記 (d) の「デリバティブ負債の 20%」は、「変動証拠金に係る追加賦課」という位置付けである。

(9) 処分制約のある資産 (encumbered assets) の取扱い

所要安定調達額 (RSF) にあたる資産のうち、1 年以上の間、処分制約を課されている (encumbered) 資産²⁰には、「100%」の掛目が割り当てられる。

所要安定調達額 (RSF) にあたる資産のうち、6 ヶ月以上 1 年未満の間、処分制約を課されている (encumbered) 資産であり、仮に処分制約が課されていないならば (unencumbered) 「50%」以下の掛目が割り当てられるものには、「50%」の掛目が割り当てられる。

所要安定調達額 (RSF) にあたる資産のうち、6 ヶ月以上 1 年未満の間、処分制約を課されている (encumbered) 資産であり、仮に処分制約が課されていないならば (unencumbered) 「50%」超の掛目が割り当てられるものには、その掛目がそのまま割り当てられる。

所要安定調達額 (RSF) にあたる資産のうち、6 ヶ月未満の間、処分制約を課されている (encumbered) 資産については、仮に処分制約が課されていないならば (unencumbered) 割り当てられる掛目がそのまま割り当てられる。

また、所要安定調達額 (RSF) にあたる資産のうち、中銀の流動性供給オペという特定の目的のために処分制約を課されている (encumbered) 資産については、掛目を縮小することが認め

²⁰ 例えば、カバード・ボンドの対象資産 (カバープール) がこれに該当する。

られる²¹。

(10) 資産と負債が相互に関連している取引の取扱い

各国の監督当局は、資産と負債が相互に関連している取引における資産については、所要安定調達額 (RSF) にあたる資産のうち、「0%」の掛目が割り当てられるものとする裁量を有する。資産と負債が相互に関連している取引における負債についても同様である (p. 6 の 3. (6) 参照)。

(11) オフ・バランスシートのエクスポージャーの取扱い

オフ・バランスシートのエクスポージャーの多くは、直接又は即時の資金調達を強いることはほとんどない。もっとも、長期的には、重大な流動性の枯渇をもたらし得る潜在的な流動性リスクを有していることは否めない。

そのため、最終規則文書は、オフ・バランスシートの活動に対しても安定的な調達を確保するべく、1年の対象期間 (time horizon) の間にその対応する流動性を補足するための調達を強えられる可能性のあるオフ・バランスシートのエクスポージャーについて、所要安定調達額 (RSF) として NSFR の分母に算入することとしている。

オフ・バランスシートのエクスポージャーのカテゴリーは、流動性カバレッジ比率 (LCR) と整合的であり、「コミットメントライン (与信及び流動性ファシリティ)」又は「その他の偶発債務」の2種類に区分される。

① 掛目 5%のオフ・バランスシートのエクスポージャー

所要安定調達額 (RSF) にあたるオフ・バランスシートのエクスポージャーのうち、「5%」の掛目が割り当てられるのは、次の項目である。

【所要安定調達額 (RSF) : 掛目 5%のオフ・バランスシートのエクスポージャー】

▶ コミットメントライン (与信及び流動性ファシリティ)^(※)

(※) 未使用額

(出所) 最終規則文書を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

コミットメントライン (与信及び流動性ファシリティ) とは、リテール顧客又は法人顧客に対し、将来の一定期日において、資金を提供することが契約上明確に義務付けられているものをいう²²。

²¹ 監督当局は、管轄の中央銀行と適切な掛目を協議する。その際、処分制約が課されていない (unencumbered) 類似の資産に割り当てられる掛目を下回る掛目とすることは認められない。

²² コミットメントライン (与信及び流動性ファシリティ) のより詳細な定義については、以下の大和総研レポ

コミットメントラインには、取消し不可能な（コミットされた）契約、又は条件付きで取消し可能な契約のみが含まれる。銀行によって（借り手の事前の同意を得ることなく）無条件で取消し可能な契約は、ここでいうコミットメントラインからは除外され、「その他の偶発債務」（Other contingent funding obligations）に含まれる（②参照）。

② 掛目が当局の裁量に委ねられているオフ・バランスシートのエクスポージャー

所要安定調達額（RSF）にあたるオフ・バランスシートのエクスポージャーのうち、その掛目が当局の裁量に委ねられるのは、次の項目である。

【所要安定調達額（RSF）：掛目が当局裁量のオフ・バランスシートのエクスポージャー】

- その他の偶発債務（Other contingent funding obligations）（以下例示）
 - 無条件で取消し可能な（コミットされていない）与信・流動性ファシリティ
 - トレードファイナンスに関連する債務（例：引取保証、信用状）
 - トレードファイナンスに関連しない引取保証・信用状
 - 次のような、契約に基づかない債務
 - 銀行自身、又はその関連するコンデュイット、証券投資ビークル（Securities Investment Vehicles）及びその他の類似する資金調達ファシリティが発行した債券の潜在的な買戻し要求
 - 顧客が高い換金性を期待しているストラクチャード商品（例：変動金利証券、変動金利償還請求権付債券（VRDNs））
 - 安定した価値の維持を目的として売買される合同運用ファンド

（出所）最終規則文書を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

5. 安定調達比率（NSFR）の適用

(1) 報告の頻度

銀行は、少なくとも四半期に一度の頻度で NSFR を監督当局に報告すべきである。

(2) 適用範囲

NSFR の適用範囲は、既存のバーゼル規制の適用範囲（バーゼルⅡテキストのパート1）と同

ートを参照されたい。

- ◆ 「流動性カバレッジ比率（バーゼルⅢ）」（鈴木利光）[2013年3月18日]
http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20130318_006942.html

様である。

すなわち、NSFR は、国際的に活動する銀行に対して適用される（連結ベース）。

もともと、国内銀行とクロスボーダー銀行との間の規制整合性やレベル・プレイング・フィールド（公平な競争条件）を確保するという観点から、国際的に活動する銀行以外の銀行や、国際的に活動する銀行の支店又は子会社に対しても適用することが認められる。

(3) 適用時期

NSFR は 2018 年 1 月から実施される。

(本文終了)

【付属資料】安定調達比率（NSFR）の項目とその掛目

(1) 利用可能な安定調達額（ASF）

利用可能な安定調達額（ASF）	
項目	掛目
<ul style="list-style-type: none"> ■ バーゼルⅢ資本（残存期間1年未満のTier2資本を除く） ■ 残存期間1年以上の資本性商品（非バーゼルⅢ資本） ■ 残存期間1年以上の負債 	100%
<ul style="list-style-type: none"> ■ 個人・中小企業からの安定預金（満期の定めなし、又は残存期間1年未満） 	95%
<ul style="list-style-type: none"> ■ 個人・中小企業からの準安定預金（満期の定めなし、又は残存期間1年未満） 	90%
<ul style="list-style-type: none"> ■ 非金融法人からの調達（残存期間1年未満） ■ クリアリング、カストディ、キャッシュ・マネジメントから派生するオペレーショナル預金 ■ 政府、公共セクター、MDBからの調達（残存期間1年未満） ■ その他（中銀、金融機関等を含む）からの調達（残存期間6ヶ月以上1年未満） 	50%
<ul style="list-style-type: none"> ■ 上記以外の資本及び負債 ■ その他の満期の定めのない負債（繰延税金負債及び少数株主持分は別の取扱い） ■ ネットのデリバティブ負債（条件を満たす変動証拠金との相殺を勘案後） ■ 金融商品、外貨及びコモディティの購入がもたらす約定日の支払債務 	0%

（出所）最終規則文書を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

(2) 所要安定調達額 (RSF)

所要安定調達額 (RSF)	
資産	掛目
<ul style="list-style-type: none"> ■ 現金 ■ 中銀預金 ■ 中銀手形 (残存期間 6 ヶ月未満) ■ 金融商品、外貨及びコモディティの売却がもたらす約定日の受取債権 	0%
<ul style="list-style-type: none"> ■ 政府・中銀、公共セクター、BIS、IMF、ECB、欧州委員会、MDB が発行・保証する市場性のある証券でバーゼルⅡの標準的手法におけるリスク・ウェイトが 0% のもの ■ 銀行が流動性リスクをとっている国 (又は銀行の母国) のうち、リスク・ウェイトが 0% でない国の政府・中銀が発行する債券 	5%
<ul style="list-style-type: none"> ■ レベル 1 資産を担保とした金融機関向け貸出 (残存期間 6 ヶ月未満) 	10%
<ul style="list-style-type: none"> ■ 政府・中銀、公共セクター、MDB が発行・保証する証券でバーゼルⅡの標準的手法におけるリスク・ウェイトが 20% のもの ■ 格付 AA-以上の非金融社債 ■ 格付 AA-以上のカバード・ボンド ■ レベル 1 資産以外を担保とした金融機関向け短期貸出 (残存期間 6 ヶ月未満) ■ 無担保の金融機関向け短期貸出 (残存期間 6 ヶ月未満) 	15%
<ul style="list-style-type: none"> ■ 格付 AA 以上の RMBS ■ 格付 A+~BBB-の非金融社債 ■ 主要株価指数構成銘柄である非金融法人の上場株式 ■ 6 ヶ月以上 1 年未満の間、処分制約を課されている適格流動資産 ■ 金融機関向け貸出及び中銀向け貸出 (残存期間 6 ヶ月以上 1 年未満) ■ クリアリング、カストディ、キャッシュ・マネジメントから派生するオペレーショナル預金 ■ その他全ての非適格流動資産 (残存期間 1 年未満) 	50%
<ul style="list-style-type: none"> ■ 処分制約のない抵当権付住宅ローンのうち、バーゼルⅡの標準的手法におけるリスク・ウェイトが 35% 以下であるもの (残存期間 1 年以上) ■ その他の処分制約のない貸出 (金融機関向け貸出を除く) のうち、バーゼルⅡの標準的手法におけるリスク・ウェイトが 35% 以下であるもの (残存期間 1 年以上) 	65%
<ul style="list-style-type: none"> ■ デリバティブ取引において拠出した当初証拠金 (initial margin) ■ 中央清算機関 (CCP) に預託した清算基金 (default fund) ■ その他の処分制約のない貸出 (金融機関向け貸出を除く) (残存期間 1 年以上) ■ 処分制約のない証券及び上場株式 (非適格流動資産) ■ 現物取引されるコモディティ (例: 金 (ゴールド)) 	85%
<ul style="list-style-type: none"> ■ 1 年以上の間、処分制約を課されている全ての資産 ■ ネットのデリバティブ債権 (条件を満たす変動証拠金との相殺を勘案後) ■ その他全ての資産 (固定資産、デフォルト証券等) ■ デリバティブ負債 (変動証拠金との相殺前) の 20% 	100%
オフ・バランスシートのエクスポージャー	
<ul style="list-style-type: none"> ■ コミットメントライン (与信及び流動性ファシリティ) 	5%
<ul style="list-style-type: none"> ■ その他の偶発債務 (証券投資ピークル等が発行した債券の潜在的な買戻し要求を含む) 	当局裁量

(出所) 最終規則文書を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

以上